

富山県民会館の指定管理候補予定者の選定結果について

1 指定管理者制度を募集する公の施設

(1) 名 称 富山県民会館

(2) 所在地

本館	富山市新総曲輪 4 番 18 号
分館	内山邸 富山市宮尾 903 番地
	金岡邸 富山市新庄町 1 丁目 5 番 24 号

(3) 施設概要 (本館)

敷地面積 8,413.34 m²

建物面積 17,983.50 m²

(4) 主な施設 ホール (1,105 席)、展示室、会議室、美術館、ギャラリー、練習室、ロビーほか

2 指定管理者の募集概要

(1) 指定管理者が実施する業務概要

- ① 県民会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② 文化の振興に関する業務
- ③ 県民会館の利用の承認に関する業務
- ④ 県民会館の利用料金の徴収に関する業務
- ⑤ その他業務仕様書に記載する業務

(2) 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日 (3 年間)

3 公募状況

(1) 申請者数 1 団体

(2) 申請者 (公財) 富山県文化振興財団

4 審査結果

令和 7 年 10 月 21 日に開催した富山県民会館指定管理候補者選定委員会において審査した結果、下記のとおり指定管理候補予定者を選定しました。

(1) 審査基準

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利用の確保 (条例第 4 条第 1 号)	・ 県民の平等な利用の確保	平等利用が確保 されない場合は 選定しない
2 公の施設の効用の最大限 の発揮 (条例第 4 条第 2 号)	・ 施設設置目的の達成 ・ サービスの向上及び利用の増加	5 0
3 施設の効率的な管理 (条例第 4 条第 2 号)	・ 施設に係る経費節減策	2 0
4 公の施設の管理を適正かつ 確実にを行うための財産的基 礎及び人的構成 (条例第 4 条第 3 号)	・ 申請者の財政的基礎及び信用力 ・ 申請者の人的構成	3 0
合 計		1 0 0

注)「条例」：富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(2) 審査概要

審査項目 申請者	1 県民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮(250点)	3 施設の効率的な管理(100点)	4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成(150点)	合計 (500点中)
(公財)富山県文化振興財団	適	209.5点	100点	128点	437.5点

指定管理候補予定者：(公財) 富山県文化振興財団

審査の概要

申請者が1者であったため、審査基準1を満たしたうえで、審査基準(2から4)ごとに配点の6割を合格基準点と設定し、これを上回った場合に、当該申請者を指定管理候補予定者として選定することとした。

- ・審査基準1については、適正と評価された。
- ・審査基準2～4のすべてについて、合格点(6割)を超える得点を得た。
- ・審査基準2については、これまでの管理経験をふまえた利便性向上策、安全対策が評価されたほか、こども向けの事業の実施やSNSによる情報発信の充実など、施設の利用促進に向けた新たな取組みが評価された。
- ・審査基準3については、経費節減に努めることとしており、指定管理料上限額の範囲内で提案されているため、適正と評価された。
(公財) 富山県文化振興財団 611,724千円
- ・審査基準4については、これまで安定的かつ適正に業務を行ってきた実績や、組織体制、職員数、職員構成など安定的な運営が可能な体制を有していることが評価された。

(総評)

これまで安定的に管理・運営してきた実績やノウハウ、業務遂行能力に加え、富山県民会館の特性を活かした利用促進事業などが総合的に評価された。